

ほとんどのサラリーマンの方は、平成19年1月から毎月の給与から天引きされている所得税が減り、平成19年6月から市県民税が増えることとなります。

自営業の方や、ご自分で所得税や市県民税を納めている方は、平成19年6月に通知される市県民税が増え、平成20年2・3月の確定申告（平成19年分所得の申告）で所得税が減ることとなります。



65歳以上の方へ

平成18年度から、世代間および高齢者間の税負担の公平を図るため、制度が改正されました。

改正などにより、収入金額が前年と変わらなくても、税額が増えたり扶養からはずれたりすることがあります。

【改正された制度】

老年者控除の廃止・公的年金所得計算の見直し（平成18年度）
軽減措置の割合の減少（昭和15年1月2日以前に生まれた方に適用）
軽減率（平成18年度）3分の2
（平成19年度）3分の1

非課税の範囲が変わりました

収入が公的年金のみの方の場合、平成18年度以降、次のように非課税の範囲が変わっています。

「公的年金等」には、障害年金・遺族年金は含まれません。

平成17年度以前

年金収入2,666,667円まで非課税

平成18年度以降

扶養している人がいない方
年金収入1,480,000円まで非課税
配偶者を扶養している方
年金収入1,928,000円まで非課税
障害者・寡婦（夫）に該当する方
年金収入2,450,000円まで非課税
1月～12月の年金収入の合計額が上記の金額を超える方は、翌年度の市県民税が課税されます。

1 市県民税と所得税の人的控除差について

市県民税と所得税は、扶養控除や配偶者控除などの人的控除額に差があります。したがって、税率を変更しただけでは納税者の負担が増えてしまいます。このため、人的控除の適用状況によって市県民税を減額し、納税者の負担が増えないように調整します。

住宅ローン減税について

今回の税源移譲によって、平成19年以降の所得税における住宅ローン控除による減税額が減ってしまう場合には、市に申請していただくことで、その分を翌年度以降の市県民税で減税します。（平成18年までの入居者に限る。）

障害者とは

次の要件にあてはまる方をいいます。
身体障害者手帳に身体上の障害があると記載がされている方
精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている方
常に就床を要し、複雑な介護を受けている方
精神や身体に障害のある65歳以上の方（障害の程度が障害者控除の対象となるものとして市町村長の認定を受けている方）など

寡婦とは

その年の12月31日において、次の要件にあてはまる女性をいいます。
夫と死別後、再婚していない方または夫が生死不明の方で、合計所得金額が500万円以下である方
夫と死別もしくは離婚後、再婚していない方または夫が生死不明の方で、扶養親族がいる方または総所得金額が38万円以下の生計を一にする子どもがいる方（子どもがほかの人の扶養親族になっている場合を除く）

寡夫とは

その年の12月31日において、次の要件にあてはまる男性をいいます。
妻と死別もしくは離婚後、再婚していない方または妻が生死不明である方で、合計所得金額が500万円以下、かつ総所得金額が38万円以下の生計を一にする子どもがいる方（子どもがほかの人の扶養親族になっている場合を除く）

障害者・寡婦（夫）に該当する方へ

これまで申告をしていなかった方（税金がかかっていなかったため）で、今回の改正などにより、所得税や市県民税が課税される方は、「市県民税の申告書」または「所得税の確定申告書」を提出することで税額が減る場合があります。

詳しくはお問い合わせください。

税務課 ☎ 23局 3509